



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 10 日 (金)
号外第 66 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則 (43) (消防課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県消防学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県消防学校で教育訓練を修了した学生に対して表彰を行う者を見直す。

2 規則の概要

- (1) 知事及び校長（現行 知事）は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができるものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則

鳥取県消防学校規則（昭和58年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（表彰） 第14条 知事<u>及び校長</u>は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができる。</p>	<p>（表彰） 第14条 知事は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。